



介護保険の根幹を揺るがす制度改定 介護報酬の引き下げは認められない

3月6日の太田議員の一般質問については、①今回の介護保険の制度改定がどのような影響をもたらすのかと②介護報酬引き下げで介護事業者や介護職員にもたらす影響について質問を行い、介護の後退を許さない取組の必要性を訴えました。

要支援者の総合事業

2016年4月より移行予定

2015年度より介護保険制度について次の点が大きく変わる。

- ① 要支援者への訪問介護（ホームヘルプサービス）通所介護（デイサービス）を市が行う地域支援事業に置き換え、専門でないサービスでも可能とする。
- ② 特養ホームの入所者を原則介護3以上とする。
- ③ 利用料2割負担の導入。
- ④ 施設入所の食費・居住費に資産要件。

このような改定は、社会保障制度の根幹を揺るがす大改悪だと言わざるを得ません。改めて、市民の暮らしのちを守る自治体の役割が一層求められます。米原市での改悪を許さない対策を問う。

Q1、米原市の要介護認定者は何人で、要支援者は何員ですか。

A、要介護認定者は2015年1月1日時点で、066人、要支援者は391人。

Q2、要支援者を市の新しい介護予防・日常生活総合事業への移行時期は

A、2016年4月を目指している。
※全国では75%の市町村が2017年4月としている。準備を十分すべきと指摘しました。

Q3、要支援者が、現行のサービスを望まれたとき可能か。

A、可能です。
※不安を持っている人の声を十分把握すべきであり、重症化を防ぐためには専門的ケアが必要であることを指摘しました。

Q4、2割負担となる人の人数は。

A、2014年4月現在では被保険者10,679人中1,361人。割合は12.7%です。

Q5、市としてサービスを低下させない取組は。

A、今回の改正は、医療と介護の総合的な確保を推進することを目的としている。地域包括ケアシステムについては米原モデル構想を策定し、地域包括医療福祉センター整備や地域お茶の間創造事業や地域支え合いセンターの設置を進めている。

施設平均1500万円報酬減

職員4人分の賃金相当

2015年4月よりサービスを提供した介護事業者に支払われる「介護報酬」が引き下げられた。その額は2.27%という過去最大級の引き下げになった。しかし、介護職員の平均年収は正規職員で307万円、月給で22万円となっており、労働条件に比べ厳しい状況である。「処遇改善加算」はあるにしても事業者の介護報酬が下がれば、人員等の削減につながり経営が厳しくなることを指摘しました。

Q1、今回の介護報酬の引き下げの影響額は把握しているのか。

A、米原市の特別養護老人ホーム入所者76人で試算したところ1,248万円、介護老人保健施設入所者152人で試算したところ812万円の減額でした。

※全国の施設で平均1500万円の減額、介護職員4人分にあたることを指摘した。

Q2、管内の施設の経営に問題はないのか。

A、経営は、県が監査等を行っているので、市においては把握できない。ただ報酬の加算等もあり、今回の減算額は、施設の取り組みで加算されると考えている。

※市内の特老ホームで「ベッドも開設時の物を使っており、エアコンも取り替えたいが、今回の介護報酬の引き下げで経営見通しがたえず更新出来ない」と経営が厳しいことを訴えた。

Q3、市としての介護職員の人材不足や待遇改善の支援策はあるのか。

A、2015年から人材不足解消やスキルアップのため市としても「介護職員初任者研修奨励金事業」を創設した。

Q4、処遇改善加算による効果はあるのか。

A、介護職員処遇改善で労働条件改善や人手不足が解消されるものではありませんが、一定の効果はあるものと考えています。

Q5、介護報酬の引き下げではなく、抜本的に引き上げるべきではないか。

A、介護報酬の引き下げで、1割負担が下がることや、市町村の負担が下がることもあり、幅広い意見をうかがいながら、適切に判断されると考える。

雑感

太田議員の一般質問で、保守系議員が大変良かったとほめていました。時間もきつちり30分使い切り、また特別養護老人ホームにも意見を聞き、裏付けをとった質問でした。しかし今後の介護保険事業は不透明です。老人が増え、医療や介護の自然増はさけて通れません。消費税はそれを理由に増やしたのでは。しかし政府は圧縮しようと躍起です。本当のねらいは、法人税減税や突出した軍事費、無駄な公共事業にあります。共産党は消費税に頼らない財政のあり方を提案しています。